

新シニア産業カウンセラー 育成講座・概要

育成・研修部

日本産業カウンセラー協会では、「産業カウンセラー」の上位資格として「シニア産業カウンセラー」を設定しています。シニア産業カウンセラーの資格を取得するには、本育成講座を受講して受験資格を取得し、「新シニア産業カウンセラー試験（※）」に合格する必要があります。

新シニア産業カウンセラー育成講座（以下、新シニア育成講座）は全部で21科目からなっており、そのうち選択科目を含む19科目（216時間）の講座を修了することで受験資格を得られます。

（※）2018年度までは旧制度の移行期間中となるため、新制度による講座および試験は「新シニア」と呼称します。

●目指すシニア産業カウンセラー像

協会では、3つの活動領域（1. メンタルヘルス対策への援助、2. キャリア開発への援助、3. 職場における人間関係開発への援助）に対応できる、プロフェッショナルとして社会に通用する経験と専門性を十分に備えたカウンセラーの輩出を目的としています。

そこで期待される新シニア産業カウンセラーとは、メンタルだけでなく、キャリアや組織風土作り、風土改革などの課題までも、総合的に取り扱うことのできる人材を目指しています。①個人面接による相談活動を中心としたカウンセリングはもちろんのこと、②企業組織そのものを健康的なものにする援助も行います。そのために③コンサルタント、コーディネーター、ファシリテーターの機能も果たし、自らが動くという能動的なカウンセラーである必要があります。また④福利厚生の視点のみならず、労働安全衛生的な視点も必要です。そして⑤常に自らを振り返り、課題を認識し、自己研鑽に努めていかななくてはなりません。

領域	期待される事項
I	信頼され影響力を持つ能力（カウンセリング力） <ul style="list-style-type: none"> ・クライアントによって各種療法を使い分け問題解決への援助ができる ・キャリアカウンセリング、キャリア教育ができる ・産業保健スタッフと協働が適切にできる ・クライアントおよび組織に対して、危機介入ができる
II	人間関係・組織開発を援助する能力 <ul style="list-style-type: none"> ・対個人ではなく、グループを扱うことができる ・企業風土の改善を支援できる ・産業現場の多文化・多様性（ダイバーシティ）への対応を支援できる
III	組織に働きかける能力 <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス支援体制の構築、維持運営を援助できる ・関連各部署と連携をとり、組織と個人を支援できる

●新シニア育成講座とは

講師が一方的に講義し、受講者はそれを黙って聞いているだけという講座では、知識は身につくかもしれませんが、それだけで実践的な力をつけていくことは困難です。目指すシニア産業カウンセラーとなるには、まず自分で体験してみて、自分は何がどの程度できるのか、自分に足りていないものは何かを知ることが肝要であると考えます。

そこで新シニア育成講座では、できるだけ講義の比率を減らして自ら体験できる部分を増やしています。書籍や参考図書は在宅学習で取り組むことで各自が個人で学ぶことはもとより、講座に参加し、受講者同士で演習を行ったり、事例を検討したり、討議したりすることで、講座の場を通して互いに学び合い、深めていくことで実力をつけていくことを目指します。

講座の受講前に送られてくる事例を事前に各自で検討して当日に持ち寄ったり、指定された図書をあらかじめ読んでくるといった、事前学習の課題が科目ごとに設定されています。事前にある程度の準備をしていただくことで、講座の当日になって初めて何をするのかを知るのではなく、事前に何を学ぶのかについて理解をした上で受講いただけるような講座となっています。

また、各科目の受講を終えるにあたっては修了レポートが設定されています。確実な修得をはかるため、修了レポートを確認することなどで履修ごとに認定を行い、一定の基準に達したと認められた場合に修了証が発行されます。レポート作成が設定しにくい科目についても他の方法で修了認定を行います。

各講座のシラバス（学習内容）の概要については、3ページ以降をご参照ください。

（※学習内容の詳細部分については講師によって異なる場合があります。詳しくは募集時の各科目の募集概要をご参照ください）

●開催地と時期

新シニア育成講座は2014年度よりまずは東京と大阪を中心に徐々に展開する形で開始され、2016年度に21科目すべてが揃いました。今後は全国へ展開していきませんが、2017年度は随時計画を更新しています。最新情報はホームページで公開していますのでご確認ください。

●受講対象者

日本産業カウンセラー協会に資格登録をしている会員で、「産業カウンセラー資格を有し、産業カウンセラーとして実践活動もしくは資格を活かした社会人活動をしており、さらなる専門性と実践力を高めたい者」、もしくは「産業カウンセラー資格を有し、学びを継続しながら今後産業カウンセラーとして実践活動することを目指し能力向上に意欲を持って取り組める者」となります。

また、すでにシニア産業カウンセラー有資格者の方も、実践力の向上のために積極的に受講をお願いします。ただし応募多数の場合は、これからシニア資格を目指す方が優先となる場合があります。

●修了条件

新シニア育成講座では、各科目とも実習やグループ討議を非常に重要視していますので、全日程・全時間の連続した出席、および科目ごとに設定される事前課題や修了レポートなどの提出が必須となります。したがって自己都合による欠席、遅刻、早退等の場合や、事前課題が期日までに提出されないなどの場合は修了できません。

●受講料（税込）

6時間の科目（1単位）	16,200円	18時間の科目（3単位）	46,440円
12時間の科目（2単位）	31,320円	24時間の科目（4単位）	61,560円

●申し込み方法

協会ホームページにて、募集時期、講座概要、開催場所などの最新情報を公開します。

<http://www.counselor.or.jp/course/tabid/138/Default.aspx>

郵送・FAXでの申し込みは原則として受け付けません。

キャンセルについては協会ホームページに掲載されている受講約款をご参照ください。なお、キャンセル・欠席された場合、講座当日以降に配布されるレジュメ・資料の配付はございません。

●募集人数

原則として1科目あたり18名を標準とした講座となっておりますが、講座により異なります。また、最少催行人数に達しなかったときは開催を中止する場合があります。

●履修科目の順序等

現時点では履修の順序については特に定めていません。3つの領域を広くカバーするように順次開講していますので、受講できるところから履修していただいて問題ありません。

ただし科目によっては、すでにその科目に関する事項についてある程度学んでいることが前提となっているものや、先に受講しておくことが望ましい科目もあります。募集時の募集概要には事前学習の内容や修了のための条件が記載されていますので、よくお読みの上でご応募ください。

●事前学習

あらかじめ講座内容に対する理解を深めるため、科目ごとに事前学習があります。指定図書または事前に指定される課題を行った上で受講となります。科目によっては事前にご提出いただく場合があります。

●修了条件

新シニア育成講座では、各科目とも実習やグループ討議を非常に重要視していますので、全日程・全時間の連続した出席、および科目ごとに設定される事前課題や修了レポートなどの提出が必須となります。したがって自己都合による欠席、遅刻、早退等の場合や、事前課題が期日までに提出されないなどの場合は修了できません。

その上で選択科目を含む全21科目から、19科目(216時間)以上を受講して修了することで受験資格が得られます。

どの科目も最終的にA～Dで評価され、C評価以上の場合に修了となります。修了に必要な条件や時間数は科目ごとに違うため、詳細は募集時に公開する募集概要をご参照ください。

●守秘義務

科目によっては自分が担当したクライアントはもとより、他の受講者が提示するクライアント情報や関係者のプライバシーについても守秘義務があるため、守秘義務にかかる誓約書をご提出いただきます。提出は初回受講時のみとなります。

安全に学ぶ場を作るため、本講座において許可無く録音、録画、PCの使用はできません。講座中は、一部の科目および講師からの許可がある場合を除き携帯電話、スマートフォン、タブレット、PCなどの機器はバッグなどに入れていただきます。なお受講時に許可無く撮影、録音された場合は、記録媒体を回収の上で直ちにご退出いただき、当該科目は未修了となります。

●その他

- ・科目によっては時間配分が変更になる場合があります。
- ・資格登録更新に関するポイントは、1日あたり6時間の科目は5ポイント、6時間を超える科目は1日あたり7ポイントが付与されます。

●個々の領域における科目の概要

科目の概要は修正される場合があります。

全ての科目について事前の課題や、講座受講後に修了レポートの提出などがあります。課題の内容や、そのテーマは科目ごとに違います。

詳しくは募集時の募集概要をご参照ください。

(1) 領域Ⅰ 信頼され影響力を持つ能力（カウンセリング力）

No.	科目タイトルと研修内容
1	<p>【認知行動療法】 3日間・18時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 認知行動療法を用いてカウンセリング・プロセスを促進する方法を理解し実践できること</p> <p>〈内容〉 (1) 講義：認知行動療法の基本理論等についての概論 (2) グループ討議：産業場面で認知行動療法を用いたカウンセリング事例の検討 (3) 実習：産業場面で用いられる認知行動療法の実習</p>
	<p>【アサーション】 1日間・6時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 自分の自己表現をアサーションの一論の枠組みで理解し、クライアントの支援に活かすことができるようになる</p> <p>①アサーションの概要を知る ②産業カウンセラーとして、自分の自己表現についての理解を深める ③産業カウンセラーとして、アサーションをどのように活かすかの指針を得ることで、今後の継続学習に活かす</p> <p>〈内容〉 (1) 講義：アサーションの基本理論についての概論 (2) 実習：産業カウンセラーとしてのアサーションの活用など、個人ワークやグループ討議を通して学ぶ</p>
3	<p>【交流分析】 1日間・6時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 交流分析の理論を理解し、産業場面で個人が自分の力を発揮できるように援助できる力を身につけること</p> <p>〈内容〉 (1) 講義：交流分析の基礎理論についての概論 (2) グループ討議：交流分析で基本的な哲学である、「私はOK、あなたはOK」の意味を考える (3) 実習：産業場面で交流分析を応用したカウンセリング事例の検討をする ・自我状態分析、やりとり分析、ゲーム分析、脚本分析をロールプレイによって学ぶ</p>
	<p>【ゲシュタルト療法】 1日間・6時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 ゲシュタルト療法の基礎理論とファシリテーターの姿勢が実践にどう現れるかを体験的に学び、それを現場のカウンセリングに活かす在り方を学ぶ</p> <p>〈内容〉 (1) 講義：ゲシュタルト療法の基礎理論についての概論 (2) 実習：ワークを通して「考えること」と「感じること」の区別や、「今・ここ」を体験する</p>
4	

	【ソリューション・フォーカスト・アプローチ】 1 日間・6 時間
5	<p>〈目的・ねらい〉 ソリューション・フォーカスト・アプローチ（SFA）を用いてカウンセリング・プロセスを促進する方法を理解し実践できること</p> <p>〈内容〉 （1）講義：ソリューション・フォーカスト・アプローチの基礎理論についての概論 （2）実習：産業場面で用いられるSFAの技法の実習や事例を検討する</p>
	【臨床精神医学・心身医学の実務】 1 日間・6 時間
6	<p>〈目的・ねらい〉 産業カウンセリングの限界を理解し、病理性・疾病性が疑われるケースに対する組織内での支援体制の構築、医療機関へのリファーとその後の連絡調整、復職支援などに関して実践的な対応能力を獲得する</p> <p>〈内容〉 （1）講義：臨床精神医学・心身医学の基本的理解の確認 （2）実習：ケアマネジメントの観点からの事例への対応を考え、場面ごとに必要に応じた実務とはなにかを考える</p>
	【パーソナリティの病理】 1 日間・6 時間
7	<p>〈目的・ねらい〉 クライアントの抱えるパーソナリティおよび発達障害の症状特性理解、ならびに行動上の問題の見立てと目標設定が的確にできること</p> <p>〈内容〉 （1）講義：産業場面でのパーソナリティ障害、発達障害の特徴と対応についての概論 （2）実習：産業場面で見られるパーソナリティ障害、発達障害への対応事例の検討</p>
	【危機介入等の実践的理解】 1 日間・6 時間
8	<p>〈目的・ねらい〉 災害、事故、自殺など事案が発生した時の個人と組織の心理的プロセスとケアの方法など危機介入についての基本的な理解と行動を学ぶこと</p> <p>〈内容〉 （1）講義：産業場面での危機介入等についての概論 （2）実習：産業場面で見られる危機介入・対応事例についてグループ討議などで検討</p>
	【キャリア形成支援の事例検討および実習】 3 日間・18 時間
9	<p>〈目的・ねらい〉 クライアントの問題を的確に見立て、カウンセリング・プロセスを促進する能力と、各分野でのキャリア教育の企画・実践ができること</p> <p>〈内容〉 （1）講義：実践的にキャリア支援を行う上で、理解しておくべき理論や留意点など （2）グループ討議：組織内キャリア形成プログラムにおける事例検討 （3）実習：キャリアカウンセリングおよびキャリア教育研修の実習、ならびにキャリアカウンセリング面接のロールプレイ ※受講者は、原則として協会等の標準キャリアコンサルタント資格を取得していることが望ましい</p>
	【心理アセスメントの実践的理解（心理テスト法）】 2 日間・12 時間
10	<p>〈目的・ねらい〉 心理テストを用いたクライアントの問題の見立て、目標設定等のカウンセリング・プロセスを的確に促進できること</p> <p>〈内容〉 （1）講義：産業カウンセリングで用いられる質問紙法心理テスト、観察法によるアセスメントの概論 （2）実習：質問紙法心理テストの被検者および検査者の模擬的アセスメント面接など</p>

11	<p>【逐語記録・事例報告の作成と検討】 1 + 3 + 2 日間・計 36 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 自分の担当事例について客観的に理解し、適切に改善するために逐語記録および事例報告を作成し、それを検討できること 検討を通して得た自身の問題点を踏まえながらカウンセリング力を高め、シニア産業カウンセラーとしての心構えを身につけること</p> <p>〈内容〉 ※本科目は 3 期に分けて 1 期から順に受講し、それぞれの期で評価される。3 期の修了証をもって本科目は修了となる (1 期) 講義：逐語記録、対話分析、事例報告の意義、作成・検討の仕方についての概論 ・シニア産業カウンセラーとしての心構えと逐語記録、事例報告の重要性を学ぶ (2 期) 実習：逐語記録および事例報告の検討 ・自分の担当事例について逐語記録を作成し、グループ・スーパービジョン (GSV) を行う ・受講前に自分の担当した事例 (3 回以上の継続面接) について録音記録し、事例報告としてまとめる。また同時にその面接の重要部分の逐語記録を準備する。 ・事例報告中の問題の見立て、展開の転換点、今後の課題および対応等について GSV を受ける (3 期) 実習：ライブ実習 ・受講者同士で 30 分程度の面接実習を行う (面接能力を確認する)</p>
	<p>【セルフキャリア開発】 1 日間・6 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 他者のキャリア開発をモデルに自分自身のキャリアをイメージし、自分自身の人生を肯定的に振り返り、将来に興味・関心を持って適応していく力を身につけること</p> <p>〈内容〉 (1) グループ討議：産業カウンセラーとしてのキャリア開発モデル事例の検討 (2) 実習：産業カウンセラーとしてのライブキャリアをプランニングする</p>
13	<p>【自己理解の深度化 (ベシック・エンカウンター・グループ体験)】 2 日間・18 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 産業カウンセラーの基本的な姿勢として、自らのパーソナリティ特性、価値観、体験過程の自己理解と、他者理解の体験を深め、3 つの基本的態度および人間尊重の姿勢を培うこと</p> <p>〈内容〉 (1) 実習：ベシック・エンカウンター・グループを体験する ※本科目は昼食休憩を含む 1 日 10 時間× 2 日間となる</p>

(2) 領域Ⅱ 人間関係・組織開発を援助する能力

No.	科目タイトルと研修内容
14	<p>【コミュニティ・アプローチ】 1 日間・6 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 個人心理臨床的アプローチから環境との適合性の調節、さらにはシステムへの介入へと専門性の枠を拡げようとする時、重要となる考え方や方法・手段などを理解し、講義とグループによる事例検討を通じて、実践的な事例対応能力をつけること</p> <p>〈内容〉 (1) 講義：コミュニティ・アプローチの理論と考え方、実践的対応と働きかけの仕方の解説 (2) グループ討議：職場コミュニティにおける具体的な事例を取り上げ、コミュニティ・アプローチによる心理的援助活動をシミュレーションする</p>

	<p>【多文化と価値観の多様性へのアプローチ（マイノリティへのリスペクト）】 1 日間・6 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 文化的気づき（awareness）・知識（knowledge）・スキル（skill）の3側面の発展をはかることによって、多文化間の問題解決能力を高めること</p> <p>15 マイノリティ（エイズ、吃音、精神障害者、性的マイノリティ、民族的マイノリティ、DV 被害者、など）をリスペクトし、産業場面でさまざまな人と柔軟な関わりを持てるようになること</p> <p>〈内容〉 (1) 講義：現代社会や企業内の文化的多様性と、それへの実践的対応についての解説 (2) 実習：産業場面での多文化対応事例検討と実践的対応への演習</p>
	<p>【職場のグループダイナミックスの実践的理解】 1 日間・6 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 企業組織における従業員の人間性回復の要因として、職場等の集団で生じる対人関係のダイナミックスについて認識を深め、実際の職場で起きる問題を踏まえて実践的に理解する</p> <p>16 〈内容〉 (1) 講義：グループダイナミックスの基礎理論や職場での諸問題、環境要因についての解説 (2) グループ討議：産業場面でのグループダイナミックス問題や事例の実践的対応を討議する</p>
	<p>【人間関係形成の実践的理解】 1 日間・6 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 人間関係開発分野で産業カウンセラーが援助者として要請されるのは、企業やスタッフから信頼され、事柄の伝達だけではない丁寧で深いコミュニケーション風土を現場で実現できる実践的教育指導力である。それを実践的に理解する</p> <p>17 〈内容〉 (1) 講義：コミュニケーションの基本的理論と職場内での実践方法についての解説 (2) グループ討議：現場でのコミュニケーション改善の実践事例の検討</p>
	<p>【ファシリテーションとグループ・ワークの実践的理解】 2 日間・12 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 産業カウンセラーにとって、個別カウンセリングと並んでグループの扱いは重要である。企業現場で、より良い職場環境を維持し、生き活きた風土を作るには、グループ・ファシリテーションのスキルは必須といえる。そのスキルを実践的に習得する</p> <p>18 〈内容〉 (1) 講義：ファシリテーションとグループ・ワークの理論と技法についての解説 (2) 演習：グループ・ファシリテーションの体験 ①数人でファシリテーター・チームを編成し、産業場面で用いられるワークを実施する ②数人のグループで、指定された課題について討議を行い、1人15分程度ファシリテーターの役割をとり、その後10分程度その「ふりかえり」をする (3) グループ討議：演習の総括としてグループの有り様やファシリテーションの実際について討議する</p>
	<p>【教育研修指導法の実践的理解】 1 日間・6 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 産業カウンセラーは企業内、組織内において、さまざまな形での教育・研修等を実施することになる。効果的な教育・研修のためには、教育・研修の目的、推進方法、教育指導の流れ、教育マテリアルの作成方法と注意点、効果的なプレゼンテーション、そして評価方法に熟知する必要がある。それらに関する一連の知識と基本的な考え、態度、注意点を習得する</p> <p>19 〈内容〉 (1) 講義：教育指導の基本となるべき知識を紹介し、どのように効果的な教育を計画・実施するかのノウハウを理解する (2) 演習：事前に受講者が作成したプレゼンテーション資料を使用して模擬講義を行う</p>

(3) 領域Ⅲ 組織に働きかける能力

No.	科目タイトルと研修内容
20	<p>【メンタルヘルス支援体制構築の実践的理解】 4 日間・24 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 企業団体等組織内でのメンタルヘルスの体制を作り、維持運営していくことは、ヘルシーカンパニーづくりのための必須で重要な課題である。産業カウンセラーは、それを援助するために、関連法規や医療的実践を知り、産業保健スタッフ等との連携関係（ネットワーク）を構築し協働することが求められている。そのための実践的な知識とスキルを習得する</p> <p>〈内容〉 (1) 講義：メンタルヘルス体制の実践的知識の解説 (2) グループ討議：メンタルヘルス体制作りの実践事例の検討 (3) 演習：メンタルヘルス上の問題を抱えた事例について改善策を作成</p>
21	<p>【働きやすい職場づくりの実践的理解】 2 日間・12 時間</p> <p>〈目的・ねらい〉 産業カウンセラーにとって、企業団体へのコンサルテーションは今後更に重要性を増す。メンタルヘルスの改善のみならず、モチベーション、モラル、リーダーシップ、チームワーク、コミュニケーション等の向上、いじめやハラスメント防止、WLBの実現によるヘルシーカンパニーづくりのための企業の管理運営体制と文化・風土の確立を支援する重要な役割を期待されている。その役割を果たすための実践的なスキルを習得する</p> <p>〈内容〉 (1) 講義：コンサルテーションの基本的理論や手法の解説 (2) グループ討議：モラル・サーベイ等を用いた実践事例の検討 (3) 演習：モチベーション等に関する企業幹部等からのコンサルテーション課題について回答・提案書を作成する</p>

新シニア産業カウンセラー育成講座 受講約款

本約款は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会(以下「甲」という)が実施する新シニア産業カウンセラー育成講座(以下「講座」という)に適用される条件を定めたものです。講座を受講しようとする者(以下「乙」という)は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとみなします。

第1条 受講契約の成立

受講契約は、乙が甲に講座受講の申込申請を行って講座受講料を支払った後、甲が受講料の入金を確認した日に成立するものとします。

第2条 講座の実施

甲は、受講案内書記載の日時に講座を実施します。ただし、自然災害などやむを得ない事情により講座を中止した場合においても代替措置は講じません。この場合、受講料から事務取扱手数料(振込み手数料を含む)2,000円を控除した金額を返還します。

第3条 受講の条件

乙がメンタルヘルス不調で治療中等の場合には、次の条件を満たすことが必要です。メンタルヘルス不調の定義は、ICD-10 または DSM-5 記載の診断名によります。

- (1)受講申込み前に必ず協会に相談し、主治医の書面による許可(診断書等)および講座受講に関する同意書を提出すること。
- (2)乙が就業している場合には、メンタルヘルス不調による欠勤または休職中ではないこと、復帰後は業務上の措置が解除されていること。または就業していない場合においては、主治医が就業可能な状態であると判断していること。

第4条 受講契約の解除

受講契約の解除は、電子メールにより行うものとします。

2 開講前に受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。

- (1)開講日前7週間の応当日(応当日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日)までの申し出については、乙の支払った受講料より事務取扱手数料(振込み手数料を含む)として2,000円を控除した金額を返還します。
- (2)開講日前7週間の応当日を経過し開講日前3週間(応当日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日)までの申し出については、乙の支払った受講料より講座開講の経費(受講料の50%相当分)を控除し、併せて事務取扱手数料(振込み手数料を含む)2,000円を差し引いた金額を返還します。

3 開講日前3週間以降は、以下の場合を除き乙から受講契約の解除はできません。

ただし以下の場合の返金等の取り扱いは、前項(2)の基準によるものとします。

- (1)乙が本人の事故または傷病により明らかな支障がみられる場合で、かつ医師の診断書が提出された場合。
- (2)乙が死亡した場合。

4 甲は、乙の受講料入金後、講座が修了するまでの間で次の各号の一に該当するときは、受講契約を解除することができます。この場合、講座受講料は返金しません。

(1)乙が犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をしたとき。

(2)乙が講師等の指示に従わず、または講座の進行に支障を及ぼすなど、乙の受講が適切でないとい甲が判断したとき。

第5条 修了認定

乙は、各講座の科目において所定の受講時間数を連続して受講し、課題を提出した上で、科目ごとに設定された一定以上の評価を得た場合は、当該科目の修了を認定するものとして、一般社団法人日本産業カウンセラー協会・シニア産業カウンセラー育成講座修了証を交付します。

第6条 著作権

講座に関する著作権は、甲または使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。配布するテキスト、ビデオテープ、その他一切の教材の複写複製または他での使用はできません。

2 乙は、講座内容を写真撮影・録画・録音することはできません。写真撮影・録画・録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。

3 乙は、講座の具体的な内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

第7条 受講に関する支援

講座は、原則として日本語で行い、他の言語による通訳等のサポートはいたしません。

甲の責による場合を除き、講座を欠席・遅刻・早退・中座した場合は未修了とし、他講座への振り替えは行いません。

当日に配布されるレジュメまたは資料は、出席者のみへの配布とします。

2 受講にあたり補助・介護など特別な支援を必要とする場合には、甲の事前の承諾を得るものとし、それに関わる費用、手配は乙の負担とします。

第8条 免責事項

甲の責めに帰さない事故ならびに講座を実施する施設内において生じた盗難および紛失などについては、甲は責任を負いません。

第9条 情報保護

甲は本講座に関連して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し適切に取り扱います。

2 乙は、本講座に関連して知りえた個人情報等を第三者に開示できません。

第10条 通知

乙は、住所、氏名、電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なくその旨を電子メールまたは書面により甲に連絡するものとします。変更の通知がない場合には、甲は乙に送付すべき電子メールもしくは郵便物は受講申込みの際に乙より通知された乙の電子メールアドレスへの送付もしくは住所宛への発送を行えば足り、その電子メールもしくは郵便物は通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に送信された電子メールが送付先不明となったときもしくは発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置された場合は、留置期間満了時に乙に到達したものとみなします。

第11条 責任の制限

講座に関連する乙の請求に対する甲の累積的責任は、講座受講料を上限とします。

第12条 管轄裁判所

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則

2016年2月20日制定

2017年3月25日改定